

制限付一般競争入札公告

令和4年8月10日

一関市長 佐藤 善 仁

1 工事概要

- (1) 工事名 一関東第二工業団地拡張造成工事
- (2) 工事場所 一関市滝沢字清水尻地内他
- (3) 工事内容 土木工事
工業団地造成工 一式
- (4) 工事期間 417日間

2 最低制限価格 設定あり

(一関市工事請負契約に係る最低制限価格事務取扱要領第3(1)の算出方法による。制限付一般競争入札説明書9を参照)

3 入札保証金 免除

4 契約保証金 10分の1

5 入札参加資格

- (1) 令和3・4年度一関市建設業者登録台帳に登載されている者のうち、土木一式工事A級I種に等級別区分されている者であること。
- (2) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を1に示した工事に配置できること。ただし、請負金額が3,500万円以上の場合は専任で配置すること。

また、当該工事において、下請契約の総額が4,000万円以上となる場合は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を1に示した工事に専任で配置すること。ただし、監理技術者補佐を専任で配置する場合は、この限りでない。

ア 主任技術者にあつては、一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 監理技術者にあつては、土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 監理技術者補佐にあつては、建設業法施行令第28条の規定に該当する者であること。

エ 入札参加申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

- (3) 1に示した工事名が複数(合冊)の場合、現場代理人は、当該合冊すべての工事について同一の者が兼ねることができるものとする。

6 設計図書の閲覧及びデータ提供

次のとおり設計書、添付図面の閲覧及びデータ提供を行う。

(1) 設計図書閲覧期間

令和4年8月10日(水)から8月26日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

各日午前9時から午後5時まで

(2) 設計図書閲覧場所

一関市役所本庁内総務部総務課

(3) 設計図書データ提供

(1)の期間中、設計図書データを希望する入札参加資格者は、設計図書閲覧用パスワード申請書(参考様式は、一関市ホームページ内入札関係様式集に掲載)をEメール又はファックスにより総務部総務課宛に提出し、パスワードを受領後に一関市のホームページから設計図書データを取得するものとする。なお、設計図書の貸出は原則として行わないこととする。

(Eメールアドレス: keiyaku@city.ichinoseki.iwate.jp)

(ファックス番号: 0191-21-2164)

(4) その他

ア 設計図書閲覧後又は設計図書データ取得後は、設計図書閲覧済書に業者名、閲覧者氏名を記載し、総務部総務課に提出するものとする。なお、この書類の提出がない業者の入札は認めないものとする。

イ 入札参加資格者は、次に定める行為をしてはならない。

(ア) 取得した設計図書等のデータを工事の見積もり金額の積算以外の目的で使用する事。

(イ) 設計図書データを第三者に譲渡、販売、貸与し、又は閲覧させる事。

7 入札参加申請

入札参加希望者は、入札参加申請書類を次のとおり提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和4年8月26日（金）午後5時
- (2) 提出書類 制限付一般競争入札参加申請書（様式第2号）
- (3) 提出方法 一関市役所本庁内総務部総務課へ持参又は郵送するものとする。
（郵送の場合、提出期限必着とする）

8 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 質問方法及び宛先 Eメール又はファックスで総務部総務課宛申し出ること。
（Eメールアドレス：keiyaku@city.ichinoseki.iwate.jp）
（ファックス番号：0191-21-2164）
- (2) 申出期間 令和4年8月10日（水）から8月22日（月）正午まで
- (3) 回答内容と方法 質問及び質問に対する回答を一関市のホームページに掲載する。
- (4) 回答掲載期間 質問及び質問に対する回答は、令和4年8月24日（水）正午までに一関市のホームページに掲載する。

9 入札及び開札

- (1) 入札日時 令和4年8月29日（月）午前10時40分
- (2) 入札場所 一関市役所本庁2階大会議室A
- (3) 入札書類
ア 入札書（様式第3号）
イ 工事費内訳書（様式第4号）
- (4) 立会人 入札参加者
- (5) 落札予定者 有効な入札を行った者のうち、最低制限価格以上でかつ予定価格の範囲内の価格で入札したもののうち最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。

10 落札者

- (1) 提出書類 落札予定者は令和4年9月1日（木）までに下記の書類を一関市役所本庁内総務部総務課へ提出すること。
ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第5号）
イ 最新の経営事項審査結果通知書の写し
ウ 入札日以降に発行された市税納税証明書（同一入札日に執行された入札において複数の落札予定者となった場合は写し可）
エ 入札参加資格で求める主任技術者（監理技術者）及び監理技術者補佐の資格証等の写し及び保険証の写し
オ 入札参加資格で求める施工実績調書（様式第6号）（入札参加資格で施工実績を求める場合のみ。なお、会社としての施工実績と配置予定技術者の施工実績が異なる場合は、それぞれの書類を提出すること）
カ 入札参加資格で求める配置予定技術者の資格要件申告書（様式第6号の1）（入札参加資格で施工実績を求める場合のみ）
キ 制限付一般競争入札に係る営業所常勤職員名簿（様式第7号）（Ⅱ-1、Ⅱ-2、Ⅲ、Ⅳ種業者のみ）

- (2) 落札の決定 上記(1)に掲げた書類を審査し、5に掲げる入札参加資格を満たしている者を落札者とする。なお、いずれかの入札参加資格を満たしていない場合、落札予定者が前号に掲げる書類を提出期限内に提出しない場合又は落札予定者が入札参加資格確認のために市長が行う指示に従わない場合は、当該落札予定者のした入札を無効とし、次順位の者を落札予定者とし、同様の審査を行うこととする。
- (3) 審査結果 上記(2)の審査結果については上記(1)の提出書類の提出期限から4日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に落札予定者へ通知する。

11 その他

- (1) 本工事の契約は、一関市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年一関市条例第43号）第2条の規定により議決を要することから、落札者と仮契約を締結し、議決を得た日をもって本契約とする。

本工事に関する議案が市議会で否決されたときは、仮契約が無効となり、一関市は一切の責任を負わないものである。

- (2) 入札参加者は、制限付一般競争入札説明書（様式第8号）及び制限付一般競争入札心得（様式第9号）を遵守しなければならない。
- (3) 入札参加希望者は、7(2)に掲げる書類のほか、5の入札参加資格の確認のために市長が行う指示に従うこと。
- (4) 入札参加申請を提出した者が入札を辞退するときは、入札日の前日までに入札辞退届（様式任意）を提出しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、入札会前又は入札執行中に辞退することができる。辞退札は認めない。
 - ア 入札執行中にある場合は、原則として入札辞退届（様式任意）又はその旨を明記した入札書を入札執行者（入札の執行を宣言した者）に直接提出して行う。
 - イ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (5) 入札参加希望者が5の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、入札参加資格を認めないことがある。
- (6) 10(2)により、落札予定者の入札を無効にした場合又は入札において、重大な瑕疵があつた場合には、市営建設工事に係る指名停止措置基準に基づき、指名停止の措置を講ずることがある。
- (7) 落札予定者は、10(1)に掲げる書類のほか、5の入札参加資格の確認のために市長が行う指示に従うこと。
- (8) 入札参加資格を満たしていない旨の通知を受けた落札予定者は、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

一関市長 佐藤善仁様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

制限付一般競争入札参加申請書

先に公告された下記工事について、制限付一般競争入札の参加資格要件を満たしているので、入札心得及び入札条件等を承諾の上申請します。

記

- 1 公告日 令和4年8月10日
- 2 工事名 一関東第二工業団地拡張造成工事
- 3 市営建設工事資格者名簿の登録内容

工 事 種 別	土木一式工事	特定建設業の許可番号		
		一般建設業の許可番号		
令和3・4年度一関市営建設工事格付 (該当する区分を○で囲むこと)	西 東 地 域	A B C 級	種	I
				II-1
				II-2
				III
				IV

- 4 営業所在籍人数（II-1、II-2、III、IV種業者のみ）

営 業 所 名 称	
営 業 所 所 在 地	一関市
営 業 所 在 籍 人 数	人（うち技術者 人）

- 5 申請担当者職氏名・連絡先

担 当 者 職 名 ・ 氏 名	
連 絡 先 （ 電 話 番 号 ）	
連 絡 先 （ F A X 番 号 ）	

入 札 書

一関市長 佐 藤 善 仁 様

件 名 一関東第二工業団地拡張造成工事

入札金額（税抜き）

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記の金額をもって請負をしたいので入札いたします。

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

（代理人氏名

印）

※代理人をもって入札する場合は、代理人の記名押印をすること。

令和 4 年 8 月 29 日

一関市長 佐 藤 善 仁 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

工 事 費 内 訳 書

件 名 一関東第二工業団地拡張造成工事

工種等		金額（円）	工種等	金額（円）
内 訳	(1) 造成地		(3) 進入路	
	土工		土工	
	地盤改良工		法面工	
	法面工		排水構造物工	
	排水構造物工		構造物撤去工	
	防護柵工		舗装工	
	植栽工		縁石工	
	仮設工		(3) 小計	
	(1) 小計		(4) 流末排水施設	
	(2) 雨水貯留槽		土工	
	土工		法面工	
	雨水貯留施設		排水構造物工	
	(2) 小計		護岸工	
			構造物撤去工	
			仮設工	
			舗装工	
			区画線工	
			(4) 小計	
① 直接工事費 ((1)+(2)+(3)+(4))				
② 共通仮設費				
③ 現場管理費				
④ 一般管理費				
工事価格 (①+②+③+④)				

- ※①工種等は工事により異なるため、入札毎に示すものであること。
②工事価格は、入札書の入札金額と一致すること。
③この「工事費内訳書」は、入札時に 1 回目の入札書と共に入札箱へ投函すること。
④代理人の氏名及び押印は不要とし、日付は入札日と一致すること。

令和 年 月 日

一関市長 佐藤善仁様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

制限付一般競争入札参加資格確認申請書

- 1 公告日 令和4年8月10日
2 工事名 一関東第二工業団地拡張造成工事
3 市営建設工事資格者名簿の登録内容

工事種別	土木一式工事	特定建設業の許可番号	
		一般建設業の許可番号	

4 入札参加資格で求める施工実績

工 事 名		発 注 者	
工 事 場 所			
最終請負額	() 円		
工 期		受 注 形 態	単体・JV (代表・非代表 %)
工 事 概 要			

5 主任（監理）技術者等の資格・工事経験（資格免許等の写しを添付すること。）

技 術 者 名		生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
資格免許等	(第 号)		
工 事 名		発 注 者	
工 事 場 所		従 事 役 職	
最終請負額			
工 期		受 注 形 態	単体・JV (代表・非代表 %)
工 事 概 要			

6 監理技術者補佐の資格（資格免許等の写しを添付すること。）

技 術 者 名		生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
資格免許等	(第 号)		

（注意事項）

- ① 公告に明示した入札参加資格要件に適合する工事及び技術者を記載すること。
② 最終請負額は、JV 施工の場合は全体請負額のほか、() に自社の出資比率に応じた金額を記載すること。
③ 受注形態の欄は、単体・JV 施工の別を○で囲むこと。なお、JV 施工の場合は、代表・非代表の別を○で囲むとともに、() に自社の出資比率を記載すること。
④ JV で申請する場合は、構成員ごとに作成して提出すること。
⑤ 印は、入札参加申請書（様式第2号）に押印した印鑑と同一の印鑑を押印すること。
⑥ 6は監理技術者を2つの現場で兼務させる場合に記載すること。

一関市長 佐 藤 善 仁 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

制限付一般競争入札に係る営業所常勤職員名簿

- 1 入札日 令和4年8月29日
- 2 工事名 一関東第二工業団地拡張造成工事
- 3 営業所等常勤名簿

事業所名				
常勤職員名簿（令和 年 月 日現在）				
職名	氏名	住所	市内営業所での勤務開始時期	建設業法に係る資格等
			年 月	

※ 上記職員に係る健康保険証の写しを添付すること

上記相違無い事を誓約します。

制限付一般競争入札説明書

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (4) 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期限（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。
- (5) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 対象工事に関し、当該工事現場に配置を予定する主任技術者等が適正であること。
- (7) 入札公告の日から入札の日までの間に、一関市営建設工事に係る指名停止措置要綱（平成17年一関市告示第43号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 市税に納期到来分の未納がないこと。
- (9) (1)から(8)までに定めるもののほか、必要な入札参加資格は、対象工事毎に入札公告で定める。

2 施工実績

- (1) 実績と認められるものは、工事が完成し、入札参加資格確認資料の提出期限までに引き渡しが完了しているものであり、平成24年3月以前の発注についても平成24年4月以降に完成し引き渡しになれば実績となること。
- (2) 複数の施工実績を合算する場合は、一体的な施設等として、連続した年度で別発注部分が特命の随意契約であった場合に限り認められること。この場合、当該複数の諸元数値をもって施工実績とみなすことができること。

3 配置予定技術者

- (1) 「これと同等以上の資格」とは、次の例によること。
 - ア ①一級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 一級建設機械施工技士及び技術士（水道施設工事の場合は技術士のみ。）
 - ②二級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 二級建設機械施工技士（水道施設工事を除く。）
 - イ ①一級建築施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 一級建築士
 - ②二級建築施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 二級建築士
 - ウ ①一級電気工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 電気電子技術士
 - ②二級電気工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 第一種電気工事士、第二種電気工事士、第一種から第三種までの電気主任技術者
 - エ ①一級管工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 機械技術士
 - ②二級管工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 一級空調調設備配管等
- (2) 配置予定技術者は、施工経験時の地位がより高い者が望ましいこと。また、施工経験時の状況が見習いの場合、実質的に工事に関与していなかった場合は、経験として認めないこと。
- (3) 配置予定技術者の工事経験は、工事の着手から完成まで携わった者を原則として認めるものであるが、社内人事等の都合で一部の期間しか携わらなかった者でも認められる場合があること。ただし、全工期の半分に満たない期間の経験であれば認めないこと。
- (4) 配置予定技術者に一定の資格要件（例：一級〇〇技士）を設定している場合、「施工経験」時に当該資格の保有は要件としていないこと。

- (5) 会社（業者）としての施工実績の要件と同等の工事経験を配置予定技術者の要件として設定している場合、「入札参加資格で求める施工実績」に記載した工事とは別の工事でも認められること。
- (6) 配置予定技術者は、現在どの工事にも専任で配置されていないものを原則とすること。ただし、入札公告の対象工事の契約時までには当該技術者が専任で配置されている工事が完成し引き渡し完了する見通しにある場合はこの限りでないこと。
- (7) 契約締結後は、配置技術者について、工事所管課に配置技術者の資格及び施工経験等の確認を受けたうえで契約担当課に現場代理人等通知書を提出すること。
- (8) 配置予定技術者は、合理的な理由があれば変更することができるが、変更する場合は現場代理人等変更通知書に配置予定技術者調書を添付して、工事所管課に提出すること。
- (9) 法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者は、原則として配置予定技術者として申請できないこと。ただし、請負金額が3,500万円未満（建築は7,000万円未満）の専任を要しない工事で、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にある場合はこの限りでないこと。

4 特定共同企業体（以下「JV」という。）

JV名称の表現は、代表者を頭書に出資比率の多い順（同率の場合は任意）に並べること。

（株式会社→㈱）例：〇〇建設㈱・㈱〇〇建設特定共同企業体

5 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問については、総務課に対して電子メール又はファックスにより公告において指定する日の正午までに行うこと。回答については、市ホームページに掲載する。なお、一般的事項に関しては、電話又は口頭により照会して差し支えない。

6 工事費内訳書

工事費内訳書は様式第4号によるものとし、工種の項目は工事所管課が定め、公告と同時にホームページに掲載する。なお、第1回の入札において入札書と工事費内訳書の金額が一致しない入札は無効とし、入札書若しくは工事費内訳書のみを投函した入札又は工事費内訳書に内訳の記載がない入札は失格としてそれぞれ取り扱うものとする。

7 設計図書の閲覧・貸出

設計図書の閲覧は公告において指定された場所及び期間に行うものとする。なお、設計図書の貸出は、設計図書データの提供を行うため、原則として行わないこととする。

8 落札資格が認められない者に対する説明

- (1) 落札の資格がないと認められた者は、市長に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 通知を受けた日から起算して3日以内（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午後5時まで。以下同じ。
 - イ 提出場所 一関市竹山町7番2号 一関市総務部総務課契約係
 - ウ 提出方法 書面（様式任意）を持参又は郵送によるものとする（郵送の場合は提出期限必着とする）。
- (2) (1)への回答は、説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 最低制限価格の設定

一関市工事請負契約に係る最低制限価格事務取扱要領による。(以下、抜粋)

(最低制限価格の算出方法)

第3 最低制限価格は、次の方法により算出する額とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

(1) 予定価格の算出の基礎となった次のアからエに掲げる額の合計額

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 工事の性質上前号の規定により難しいものについては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

10 その他

- (1) 手続きにおける交渉は無いこと。
- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) 一関市から書類を郵送する費用を除き、入札に係る全費用は、入札参加希望者の負担とすること。
- (4) その他入札参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合があること。

制限付一般競争入札心得

1 入札書記載金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額に相当する金額を入札書に記載するものとする。

2 入札等

- (1) 入札は、指定した様式を用いた入札書（様式第3号）を投函しなければならない。
- (2) 入札参加者は代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第10号）を持参させなければならない。
- (3) 工事費内訳書は、第1回の入札において入札書と共に投函することとする。
- (4) 郵便による入札は、認めない。

3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状（様式第10号）を持参しない代理人のした入札
- (3) 指定した入札書様式又は工事費内訳書様式を用いない入札
- (4) 入札参加者（代理人にあっては、代理人）の記名押印をしていない入札
- (5) 入札書又は工事費内訳書の金額を訂正した入札
- (6) 第1回の入札において、入札書と工事費内訳書の金額が一致しない入札
- (7) 誤字・脱字等により必要事項が確認できない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) 設計書の閲覧をしない者・現場説明に参加しない者のした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

4 入札の失格

次の各号のいずれかに該当する入札をした者は失格とし、当該事項に係る再度入札に参加することができない。

- (1) 入札価格が最低制限価格に満たない入札
- (2) 第1回の入札において、入札書若しくは工事費内訳書のみを提出した入札又は工事費内訳書に内訳の記載がない入札

5 入札の辞退

- (1) 入札参加申請書（様式第2号）を提出した者は、入札日の前日までに入札を辞退することができる。
- (2) 入札参加申請書（様式第2号）を提出した者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札日の前日までは、入札辞退届（様式任意）を総務課長に持参又は郵送して行う。
 - イ 入札執行中にあっては、原則として入札辞退届（様式任意）又はその旨を明記した入札書を入札執行者（入札の執行を宣言した者）に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

6 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触

する行為を行ってはならない。

- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (3) 入札執行回数は3回を限度とするものとし、この限度内において落札予定者がいないときは入札を取り止める。

委 任 状

私は、 _____（使用印鑑 _____）を代理人に定め、

下記件名の入札に関連する一切の権限を委任します。

記

件名 一関東第二工業団地拡張造成工事

令和 4 年 8 月 29 日

一関市長 佐 藤 善 仁 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 印